

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるとき
は翌日)

目 次

◇ 告 示 鳥取県高性能農業機械導入計画

告 示

鳥取県告示第五百二号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第五条の三第一項の規定に基づき、鳥取県における高性能農業機械導入計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公表する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県高性能農業機械導入計画

第1 高性能農業機械の導入に関する目標

1 高性能農業機械の類別と大きさ

種類	類別	I	II	III	IV
トラクター	30 P S 級 (25 P S 以上)	40・50 P S 級	60・70・80 P S 級	90 P S 級以上	
トラクタヤー	8 P S 以上 自走式(牽行型)	トラクター用 (主にチャエーン トラクタヤー)	自走式乗用型		
田 植 機	4〜5 条植 (乗用型)	6 条植以上			
スプレーノズ プレーヤー	薬液吐出量 20 ℓ/分以上 50 ℓ/分未満 風量500 ℓ/分級 未満	薬液吐出量 50 ℓ/分以上 70 ℓ/分未満 500〜800 ℓ/分 級	薬液吐出量 70 ℓ/分以上 800 ℓ/分以上		
コンバイン	刃幅 0.8 m 以上 1.2 m 未満 10 P S 以上 自脱型	刃幅 1.2 m 以上 1.5 P S 以上 自脱型	刃幅 2.5 m 以上 3.5 m 未満 普通型	刃幅 3.5 m 以上 普通型	
フオーレージ ハーベスター	刃幅 0.8 m 以上 1.0 m 未満	刃幅 1.0 m 以上 1.2 m 未満	刃幅 1.2 m 以上 1.5 m 未満	刃幅 1.5 m 以上	
ピーンハーベ スター	1 条刈	2 条刈(乗用型)			

(注) 上表の左欄に掲げる機械の種類ごとに馬力 (P S) 等の能力に応じ、2〜4 類に分類し、次表以下に用いる。

2 昭和62年度における高性能農業機械の種類別利用面積

高性能農業機械の種類	利用対象地目	地目別面積 (ha)	高性能農業機械の種類別		地目別面積に対する類別ごとの割合 (%)
			類別ごとの利用面積 (ha)	割合 (%)	
トラクター	畑	5,300	その他	16,200	63.0
			I	1,500	28.3
			II	250	4.7
			III	100	1.9
			その他	3,450	65.1
			I	1,600	37.2
	果樹園	4,300	その他	2,600	60.5
			I	100	12.5
			II	500	62.5
			III	160	20.0
			その他	40	5.0
			I	150	8.3
果樹園	2,500	その他	950	52.8	
		II	700	38.9	
		I	150	8.3	
		その他	200	1.1	
田	18,500	I	5,000	27.0	
		II	200	1.1	

地域名	区分	水田			畑			果樹園			草地					
		I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III			
スビートスプレヤー	果樹園	1,900			その他			13,300			71.9					
		I			300			15.8			I			300		
		II			650			34.2			II			650		
		III			750			39.5			III			750		
コンバイン	水田	12,300			その他			4,800			39.0					
		I			4,500			36.6			I			800		
		II			3,000			24.4			II			1,500		
		その他			4,500			36.6			III			400		
フューリッジハンベスター	畑、転作水田	3,000			その他			300			10.0					
		I			1,800			90.0			I			1,800		
		II			400			13.3			II			200		
		III			300			10.0			III			200		
ピンソンハーベスター	転作水田	2,000			その他			200			10.0					
		I			1,800			90.0			I			1,800		
II			200			10.0			II			200				

3 利用規模の下限

(1) トラクター

地域名	区分	水田			畑			果樹園			草地		
		I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
A 地域	7 ha	10	15	—	(田と同じ。)			田に準ずるが作業(機との組合せにより決まる。)					
		6	9	—	(田と同じ。)			田に準ずるが作業(機との組合せにより決まる。)					
B 地域	6	9	—	—	(田と同じ。)			田に準ずるが作業(機との組合せにより決まる。)					
		6	9	—	(田と同じ。)			田に準ずるが作業(機との組合せにより決まる。)					

(2) トロンチヤー

地域名	果 樹 園	
	I	II
県 全 域	3ha	5ha

(3) 田 植 機

地域名	区分	I		II	
		歩行型	乗用型	歩行型	乗用型
県 全 域		5ha	4ha	8ha	8ha

(注) 桑及び茶園を含む。

(4) スピードスプレーヤー

地域名	果 樹 園		
	I	II	III
県 全 域	1ha	3ha	4ha

(5) コンバイン

地域名	区分	水 田	
		I	II
県 全 域		6ha	11ha

(6) フォーローハーベスター

地域名	水 田・畑		
	I	II	III
県 全 域	5ha	8ha	10ha

(7) ビーンハーベスター

地域名	区分	転作水田
		I
県 全 域		2ha

(注) 1 地域区分は、水田の場合は、ほ場区画おおむね20a以上の区画が集団化している地帯をA地域、ほ場区画おおむね20~10aの区画が集団化している地帯をB地域とし、畑の場合は、ほ場の傾斜8°以下をA地域、8°以上をB地域とする。
2 この表に掲げていない類別の高性能農業機械に係る利用規程の下限については、別に定めるところによる。

第2 計画の期間

昭和60年度から昭和62年度までの3年間とする。

第3 高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

1 ほ場条件

(1) 地目別整備基準

地 目	ほ場条件整備の基準	昭和59年度に左の基準を備えている面積					昭和62年度に左の基準を備えている面積															
		昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度													
水 田	1 高性能農業機械の走行可能な土の硬さがあること。 2 区画の形状は、原則として長方形で、次のように整備されていることが望ましい。	13,500	800	800	800	15,900	<table border="1"> <tr> <th>類 別</th> <th>長 辺</th> <th>短 辺</th> <th>傾 斜</th> </tr> <tr> <td>I</td> <td>50m以上</td> <td>50m以上</td> <td>10度程度</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>100m程度</td> <td>100m程度</td> <td>10度程度</td> </tr> </table>				類 別	長 辺	短 辺	傾 斜	I	50m以上	50m以上	10度程度	II	100m程度	100m程度	10度程度
							類 別	長 辺	短 辺	傾 斜												
I	50m以上	50m以上	10度程度																			
II	100m程度	100m程度	10度程度																			
畑	1 区画の形状は、原則として長方形で、その大きさは、長辺が100~200m程度あることが望ましい。 2 傾斜地は、区画の長辺が等高線に沿っていること及び傾斜が10度程度となることが望ましい。	3,100	80	80	80	3,340																
果 樹 園	1 区画の形状及び大きさは、防除作業の効果的な実施等を留意して定められていること。 2 8度以上の斜面では、園内耕作道が階段状に設置されていること。8度以下の斜面では、樹列間に2m以上の空間	2,800	50	50	50	2,950																

草 地	<p>1 波状地が多いので、区画の形状及び大きさは、機械の耐傾斜性を考慮して区画を設定することが望ましい。</p> <p>2 草地の傾斜は、安全上おおむね12度以下であることが望しい。</p> <p>3 湿地牧野等の改良草地では、排水対策がとられていること。</p>	540	50	30	30	650
-----	---	-----	----	----	----	-----

(2) 共通整備基準

ア ほ場の団地化

実作業率を高めるよう可能な限り団地化されていること。ほ場のまとまりは、少なくともトラクター1日の作業負担面積に達していることが望ましい。

イ 農道等

トラクター単体だけでなく、作業機（トラローラーを含む。）を装着し、又はけん引した場合においても、その走行に支障がないように、幅員、交差部の隅切り、橋等が整備されているとともに、水田にあつては田面からの高さ及びほ場進入部について、畑にあつてはこう配及び曲率半径について整備されていること。

2 栽培条件

地目	作 目	栽培条件整備の基準

水 田	<p>水 稲</p> <p>麦及び雑穀 野 菜</p> <p>飼 料 作 物</p>	<p>1 農業機械の年間稼働時間を増大させるとともに、作業効率を高めるため、集団的な栽培の体制が整っていること。</p> <p>2 集団（ほ区）のうちが区分されている場合は、1耕区（区分）が同一水系に属するか、又は同一の水利慣行のあることが望ましい。</p> <p>3 作物の種類及び品種、作付体系、作期、肥培管理等が計画的に行われていること。</p>
-----	--	--

畑	<p>飼 料 作 物</p> <p>麦及び雑穀 野 菜</p>	<p>水田の場合の1.3に準ずる。</p>
---	---------------------------------	-----------------------

果 樹 園	<p>果 樹</p>	<p>1 機械が利用しやすいよう植栽、樹形、果樹棚等が整えられ、旋回の場所が確保されていることが望ましい。</p> <p>2 水田の場合の1に準ずる。</p>
-------	------------	---

草 地	<p>牧 草</p>	<p>1 収穫時期が適合しないよう草種及び品種を選定し、粗飼料給与計画に適合した生産体制がとられていること。</p> <p>2 水田の場合の1に準ずる。</p>
-----	------------	--

3 関連機械施設条件

関連機械施設名	関連機械施設整備の基準
	<p>1 トラクター、作業機等の日常整備に必要な部品、工具等が備え付けられていること。</p>

格 納 施 設	<p>2 施設の床面積は、トラクター、作業機及び装備品（以下「トラクター等」という。）の格納所要床面積に、トラクター等の交換、脱着作業に必要な面積、日常点検に必要な面積及び床面の形状、出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却費、修理費、資本利子、租税公課及び保険料）が、格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。</p> <p>3 施設の出入口は、その高さ及び幅がトラクター等の高さ及び幅に応じたものであること。</p> <p>4 附帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。</p>
------------------	---

4 組織的利用条件

区分 主な組織的利用形態	組織的利用条件整備の基準	昭和59年度 度において 左の基準 を備え ている組 織数				昭和62年 度において 左の基準 を備え ている組 織数
		昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和59年度	
農家集団による共同利用	類別に対応する利用規模の下限以上の面積が員内利用面積として確保され、有効利用についての調整があらかじめ集団によつて行われていること。	275	15	15	15	320

<p>農業機械銀 行方式によ る組織的 受託利用</p>	<p>類別に対応する利用規模の下限以上の面積が受託利用面積として確保されるよう委託意向農家の委託面積の把握があらかじめなされているとともに、受託者の資質向上について配慮されていること。</p>	7	1	1	1	10
<p>農協等の事業体による 集団利用</p>	<p>類別に対応する利用規模の下限以上の利用面積を確保するとともに、育苗センター、ライムセンター等の利用についての施設運営計画との調整等機械利用組織以外の関係機関との連携が保たれていること。</p>	236	5	5	4	250

第4 高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

1 農業機械作業従事者研修計画

種 類	昭和59年度 までの研修 修了者数	研 修 計 画				昭和62年度 までの研修 修了者数
		昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	昭和62年度 までの研修 修了者数	
農業機械 1級研修	104	13	13	13	143	
” 2級研修	375	50	50	50	525	
計	479	63	63	63	668	

(注) 研修の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領(昭

和57年7月16日付受農改第73号鳥取県農林水産部長通知)による。

2 農業機械士の認定計画

農業機械士の種類	昭和59年度 までの認定 者数	認定計画				昭和62年度 までの認定 者数
		昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度		
1級農業機械士	82	10	10	10	112	
2級農業機械士	323	45	45	45	458	
計	405	45	55	55	570	

(注) 農業機械士の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領による。

3 農業機械士等の養成配置に関する方針

中核的農業機械利用技能者の養成については、農業者及び農業後継者を対象に県立農業大学校で農業機械技能1級研修(年1回)及び同2級研修(年3回)を実施する。

これらの研修終了者又は農業機械士を農業機械利用集団へ配置し、農業の生産性向上と農作業の安全の確保に努める。

4 県、市町村等における指導体制の整備

(1) 県は、農業関係機関、農業団体等との連携を保ちながら農業機械化を推進する。

(2) 市町村及び農業団体は、地域の実情に即した農業の機械化とともに、農作業の安全確保、環境改善等を図りつつ、農業機械の効率的利用を推進する。

第5 その他高性能農業機械の導入に関し必要な事項

1 高性能農業機械の効率的利用を推進するための方策

(1) 基本方針

農業生産の推進力となる農業機械化は、地域の特性や諸条件に適合して、機械の導入が経営の規模拡大を誘導し、その発展を促すものでなければならぬ。このため、生産(利用)組織の育成強化をはじめとして、土地基盤の整備、栽培の集団化、農用地の有効利用、中核的農業者の確保など諸条件を考慮しながら、より効率的な農業機械利用体制の整備を図るとともに、農作業の安全を確保する。

(2) 効率的利用の推進方策

ア 農業機械の導入台数の決定に当たっては、高性能農業機械導入計画に基づく利用面積の下限の範囲で行うものとし、利用面積の拡大に努める。

イ 国の補助事業による農業機械の導入は、その採択基準によるものとする。

ウ 農業機械の安全性を確保するため、農機具の型式検査又は安全鑑定に合格した機種を導入する。

エ 機械化に適した土地基盤(用排水溝、区画、農道等)の整備とともに、交換分合等による耕地の集団化を図る。

オ 地域の適作物を集団栽培して、機械利用規模の拡大ができるよう作期の調整を図る。

カ 農業機械銀行等を導入している地域にあつては、広域化、作業規模拡大の方向で、より効率的な機械利用を進める。地域の諸事情により機械銀行が導入できない地域では、個別の農作業受託農家を核として小集団を組織し、作業受委託の推進を図ることで、遊休機械の活用を促進し、機械への過剰投資を防止する。

キ 中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領に基づき農業機械士等の適正な技能を有する者を確保して、農業生産技術の高位平準化を図る。特に、各種補助事業及び制度資金で機械導入する場合には、農業機械士を適正に配置するものとする。

ク 農作業従事者の安全確保のため、地域ごとの安全対策（講習会、安全教室、機械の点検整備等）を進める。

ケ 農業機械の点検整備体制を整え、長期にわたって効率的な活用ができるよう配慮する。

2 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設置

昭和59年度における施設数		昭和62年度における施設数					
特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
12	14	21	20	13	16	24	22

(注) 整備施設の種類（特A級、A級、B級、C級）は農業機械整備施設設置基準（昭和44年5月31日付44農政第2258号農林事務次官依命通達）による。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

ア 近年の高性能化、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加にかんがみ、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通を促進するため、整備施設の認定を行うとともに、中古農業機械の安全装備等に関する知識及び整備技能を習得させるための研修等を行う。

イ 農業機械の保守点検整備に関する農業者の知識及び技術水準は、高いとはいえないので、整備施設の技能者、農業機械士等を主軸に、農業機械の安全操作、安全装備等について、農業者の自主的な点検整備が励行されるよう指導体制の充実を図る。

3 農業機械作業事故防止及び労災加入促進のための指導方策並びに指導体制の整備

(1) 指導方策

農業機械の大型化及び高性能化に伴う事故防止のため、農作業事故の実態調査及びその分析結果に基づき、次のとおり啓蒙指導を行う。

ア 農作業安全月間を農繁期の5月と10月に設定し、安全に対する意識を喚起する。

イ 労働災害保険の加入促進のため、農業者、農業団体等に対して特別加入制度の研修会を開催し、啓蒙を行う。

ウ 農業機械化研修を通じて、農業者への安全意識の高揚を図る。

(2) 指導体制

農業機械導入利用推進会議を中核として、県関係、市町村、農業団体等の連携を密にし、農業者に対する指導を徹底する。

第6 高性能農業機械以外の農業機械の利用規模の目安

地域	機 械	利用対象地目	利用規模の目安	備 考
	ミニスプラッター 1類 (300㏄級)	水田、畑等	4.0ha	

鳥 取 県		城		
Ⅱ類 (500kg級)	水田	6.0		
	ピーンソー 1類 (300kg/H)	2.0		
	Ⅱ類 (500kg/H)	3.0		
	管 理 機	1.1	2種の作業に使用する場合	
	耕 う ん 機 (兼用型)	0.6		
	” (駆動型)	0.9		
	トラクター	15P S以下	1.5	
		20P S級	2.1	
		23P S級	2.5	
	全 田 植 機 (2 条)	水 田	1.3	
” (4 条)		2.4		
(稲・麦) バイゾダー (1条)		1.0	水田及び畑	
” (2条)		1.6		
コンバイン (2条歩行型)		1.2		
” (2条乗用型)		1.9		
(稲・麦) 脱穀機 (白走式)		1.6		

(稲・麦) 乾燥機 (1.5t)	”	1.9	
” (2.5t)	”	2.1	
トラクタ (8P S以下)	水田、畑等	0.5	
動力噴霧機 (3~5P S級)	”	3.7	1回防除の場合
麦は種機 (ロータリー装着4条)	”	0.74	5回防除の場合
大豆” (歩行4条)	”	2.7	
		0.8	

(注) 利用規模の目安となる面積は、単作を想定し決定したものである。